

平成27年4月1日から、委託業務(設計・測量・調査等)の最低制限価格の算定方法が変わります。

1 最低制限価格の見直しについて

【測量業務】

現行(～H27.3.31) 【範囲】 予定価格の6/10～8/10 【計算式】 直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費×40%	} 合計額×1.08



改正後(H27.4.1～) 【範囲】 予定価格の7/10～9/10 【計算式】 直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費×60%	} 合計額×1.08

《算定式》

予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \frac{(\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の60%」}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

= (「直接測量費の額」+「測量調査費の額」+「諸経費の60%」) (千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × 1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格(予定価格 - 消費税等相当額) × 7/10(千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × 1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

最低制限比較価格 = 入札書比較価格(予定価格 - 消費税等相当額) × 9/10(千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × 1.08

【建築設計業務】

現行(～H27.3.31) 【範囲】 予定価格の6/10～8/10 【計算式】 直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費×60% 諸経費×60%	} 合計額×1.08



改正後(H27.4.1～) 【範囲】 予定価格の7/10～9/10 【計算式】 直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額 諸経費×60%	} 合計額×1.08

《算定式》

予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「特別経費の額」} + \text{「技術料等経費の額」} + \text{「諸経費の60%」}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

= (「直接人件費の額」+「特別経費の額」+「技術料等経費の額」+「諸経費の60%」)

(千円未満切り捨て)

最低制限価格 = 最低制限比較価格 × 1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、
 最低制限比較価格＝入札書比較価格(予定価格－消費税等相当額) × 7/10(千円未満切り捨て)
 最低制限価格＝最低制限比較価格 × 1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、
 最低制限比較価格＝入札書比較価格(予定価格－消費税等相当額) × 9/10(千円未満切り捨て)
 最低制限価格＝最低制限比較価格 × 1.08

【建設コンサルタント業務】

現行(～H27.3.31) 【範囲】 予定価格の6/10～8/10 【計算式】 直接人件費の額 直接経費の額 その他原価 × 90% 一般管理費 × 30%		} 合計額 × 1.08
または 直接人件費の額 直接経費の額 技術経費 × 60% 諸経費 × 60%		



改正後(H27.4.1～) 【範囲】 予定価格の7/10～9/10 【計算式】 直接人件費の額 直接経費の額 その他原価 × 90% 一般管理費 × 50%		} 合計額 × 1.08
または 直接人件費の額 直接経費の額 技術経費 × 95% 諸経費 × 60%		

《算定式》

予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の90%」} + \text{「一般管理費の50%」}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

または

$$\alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「技術経費の95%」} + \text{「諸経費の60%」}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、
 最低制限比較価格
 ＝(「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「その他原価の90%」+「一般管理費の50%」)(1万円未満切り捨て)
 または(「直接人件費の額」+「直接経費の額」+「技術経費の95%」+「諸経費の60%」)(千円未満切り捨て)
 最低制限価格＝最低制限比較価格 × 1.08

② $7/10 > \alpha$ の場合は、
 最低制限比較価格＝入札書比較価格(予定価格－消費税等相当額) × 7/10(千円未満切り捨て)
 最低制限価格＝最低制限比較価格 × 1.08

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、
 最低制限比較価格＝入札書比較価格(予定価格－消費税等相当額) × 9/10(千円未満切り捨て)
 最低制限価格＝最低制限比較価格 × 1.08

【地質調査業務】

現行(～H27.3.31) 【範囲】 予定価格の2/3～8.5/10 【計算式】 直接調査費の額 間接調査費 × 90% 解析等調査業務費 × 75% 諸経費 × 40%		} 合計額 × 1.08
直接調査費の額 間接調査費 × 90% 解析等調査業務費 × 75% 諸経費 × 40%		



改正後(H27.4.1～) 【範囲】 予定価格の7/10～9/10 【計算式】 直接調査費の額 間接調査費 × 90% 解析等調査業務費 × 75% 諸経費 × 50%		} 合計額 × 1.08
直接調査費の額 間接調査費 × 90% 解析等調査業務費 × 75% 諸経費 × 50%		

《算定式》

予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \frac{(\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費} \times 90\% \text{」} + \text{「解析等調査業務費の75\%」} + \text{「諸経費の50\%」}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

$$= (\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費} \times 90\% \text{」} + \text{「解析等調査業務費の75\%」} + \text{「諸経費の50\%」})$$

(千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

$$\text{最低制限比較価格} = \text{入札書比較価格} (\text{予定価格} - \text{消費税等相当額}) \times 7/10 (\text{千円未満切り捨て})$$

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

$$\text{最低制限比較価格} = \text{入札書比較価格} (\text{予定価格} - \text{消費税等相当額}) \times 9/10 (\text{千円未満切り捨て})$$

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

【補償コンサルタント業務】

現行(～H27.3.31)

【範囲】

予定価格の6/10～8/10

【計算式】

直接人件費の額

直接経費の額

その他原価 $\times 90\%$

一般管理費 $\times 30\%$

合計額 $\times 1.08$



改正後(H27.4.1～)

【範囲】

予定価格の7/10～9/10

【計算式】

直接人件費の額

直接経費の額

その他原価 $\times 90\%$

一般管理費 $\times 50\%$

合計額 $\times 1.08$

《算定式》

予定価格の7/10～9/10の範囲内で次のとおりとする。

$$\alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の90\%」} + \text{「一般管理費の50\%」}) \times 1.08}{(\text{予定価格})}$$

① $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$ の場合は、

最低制限比較価格

$$= (\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の90\%」} + \text{「一般管理費の50\%」})$$

(千円未満切り捨て)

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

② $7/10 > \alpha$ の場合は、

$$\text{最低制限比較価格} = \text{入札書比較価格} (\text{予定価格} - \text{消費税等相当額}) \times 7/10 (\text{千円未満切り捨て})$$

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

③ $9/10 < \alpha$ の場合は、

$$\text{最低制限比較価格} = \text{入札書比較価格} (\text{予定価格} - \text{消費税等相当額}) \times 9/10 (\text{千円未満切り捨て})$$

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限比較価格} \times 1.08$$

2 適用日

平成27年4月1日

(同日以降に公告又は指名通知を行う委託業務から適用)